広島県告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十七条の規定によって、次の保安施設地区を保安林に転換した旨の通知をしたが、森林所有者が知れないため（森林所有者の所在が不分明なため）、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を竹原市役所の掲示場に掲示した。

令和八年十一月十二日

広島県知事　横　田　美　香

一　保安施設地区の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所在場所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名等
竹原市西野町字西湯坂四三二（次の図に示す部分に限る。）	渡橋　直馬
	中平　武平
	大下　梅助
	中村　来助
	渡橋　哲二郎
	槌橋　馬藏
	藤原　貞助
	大貫　脩造
	宮川　庄兵衛
	林　光庵
	川元　ミト
	渡川　半七
	髙原　権一
	髙木　豊四郎
	伊藤　太七

伊藤　祖助	手島　理三郎	仙崎　喜代兵衛	渡本　弥十郎	原　関助	森　良平	森川　杢兵衛	藤岡　茂助

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

㈠　主伐は、択伐による。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び竹原市役所に備え置いて縦覧に供する。）